

平成21年9月8日（火）

（午後4時10分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お疲れのところではございますけれども、もう一踏ん張り頑張ってくださいますようお願いいたします。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、21番 上久保君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を2項目に分けてお尋ねいたします。本日最後ということで、皆さん方は本当にお疲れのところ、いましばらくの間おつき合いをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

私は議員になりましたもう10年過ぎたんですが、皆さまもご存じのとおり9月1日が防災の日でもあります。そういうようなことから、私は当初からいろんな角度で行政の皆さん方にいろいろと提案もし、お願ひもしてまいりました。例えば、学校の耐震化の問題であったり、AEDの公共施設への設置であったり、情報の素早い伝達、今防災行政無線がありますけれどもそういうような点とか、いろいろと今までもやってまいりました。

それで、今回は特に高齢者の方々、また障がいを持っておられる方々で要援護者のことについてまず最初質問させていただきたいと思えます。

本市の避難支援プラン施策の策定状況についてお伺ひいたします。

近年、日本各地において災害による犠牲者が後を絶ちません。特に、犠牲者となる多くの人たちは高齢者、障がい者のような、思うように行動ができない弱者の方に多いとされ

ています。

平成20年度災害時要援護者に関する全国キャラバン内閣府説明資料には、平成16年に起きた新潟・福島豪雨、福井豪雨、それから平成17年に起きた台風14号、平成18年に起きた7月豪雨、これらの災害の犠牲者になった人の多くは高齢者や弱者の方であったそうであり、実に犠牲者全体の7割に達しているそうです。

このようなことから、総務省消防庁では、平成18年度より全国の自治体に向けて、災害時要援護者の避難支援対策にの取り組みを早急にまとめ平成22年3月末までにプラン策定を指示されています。本市の取り組み状況と策定に至る進捗状況をお伺ひしたい。

このことは、橋本市さわやか長寿プランの第4章施策の展開で、基本目標5の生きがいの充実と安全で安心なまちづくりの推進をうたわれておりますし、(2)の安全で安心なまちづくりの推進の③に今回お尋ねしている災害時における要援護者に対する支援体制の充実が明記されています。後ほど申し上げますが、全国的にはまだまだ整備中の自治体が多くあるのも確かであります。本市の場合、高齢化率は決して高くありませんが、平成21年3月末時点の調査では約23%の人が65歳以上で、その中で75歳以上は7,534人、実に11%の方がおられます。このような状況を考えれば、本当に早急な対策をとるべきと考えます。以上のことを考え、以下の点をお伺ひいたします。

①まず、本市は災害の発生時における全体的な計画概要についてどのように考えておられるのか。

②前段でも申し上げましたが、災害時に支

援が必要な高齢者や障がい者らの名簿作製の整備状況はどのように進んでいるのか。総務省、消防庁の取りまとめによれば、平成21年3月31日現在の調査結果を公表していますが、整備中が1,196団体（66.4%）、恐らく橋本市もこの中に入っておりますけれども、未着手が604団体（33.6%）だそうであります。また、一人ひとりの具体的な支援方法まで定めた個人プランの策定は1,074団体（59.7%）、これが未着手であるという状況と聞いています。本市の進捗状況はどうか、またどのように進めておられるのかお尋ねいたします。

③先月22日に行われました防災訓練は、市長をはじめ職員の皆さんと地域住民の合同の防災訓練であったと聞いております。大変喜ばしいことで、災害時を想定されての訓練、本当にご苦労さまでしたと申し上げたい。さて、本題の通告で申し上げましたように、平成21年度に各自治体における災害時要援護者の避難支援訓練が既に実施されているところと、これから実施予定の状況を調べてみたのですが、和歌山県では有田市、紀の川市、御坊市の3市、かつらぎ町、湯浅町、日高町、みなべ町、白浜町、太地町の6町、9市町でありました。本市はその中にありません。検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。

④ここで全国の主な取り組みを紹介いたしますので、参考にされてはと思います。

たくさんある中で一つ、石川県輪島市では県の指導にもあったようでございますけれども、高齢者福祉マップの作成で、災害時の安否確認と緊急支援の基盤づくりと平常時から高齢者の情報を把握し、見守り、活動を行うために民生委員が主体的に作成している。また、同市では福祉関係部局と防災関係部局が連携し、要援護者対策の全体計画を策定している。本市も参考にされてはどうか。

申し上げますように、担当しておられる人に失礼があつてはいけませんので、既に計画をされているのであればどのようにしているのかお聞きいたします。

もう一点、兵庫県伊丹市では災害時要援護者避難支援制度要綱を策定し、小学校区ごとに支援制度を立ち上げている。また、要援護者1名ごとに支援カードなるものを作成し、原則2名の方に支援協力員となつていただき、安否の確認と避難所への誘導に取り組んでおられるそうであります。これらも本市で参考にされてはどうでしょうか。

次の質問ですが、本市の貴重な収入でもある自動販売機設置許可及び管理についてお尋ねいたします。

平成20年4月1日から施行されております橋本市自動販売機設置及び管理に関する要綱のことは認識した上でお尋ねするのですが、市の財産である以上、土地、建物内を占有し自動販売機を設置するということは、その占有権料や使用料（電気代）や売り上げに対する販売手数料をいただくのは当然の権利であると考えます。ただし、NPO団体のように営利を目的としない団体に関しては、当然免除対象になることは承知しております。それが、平成19年度までは設置基準も明確にされていなかったし、特に設置面積による使用料や電力消費量などがはっきりしていないため、失礼ですが、相当の損失があつたのではないかと推測いたします。

あるとき、私は新聞報道で、遠く離れた沖縄県うるま市の状況を目にいたしました。本年4月から公共施設の飲料水自動販売機のすべてに消費電力をはかるためのメーターを取りつけ、設置業者から電気料金を徴収したそうであります。当然気候も違いますし条件が違いますが、ここは設置台数が市全体で145台あるそうです。私どもの市とはちょっと違

いますけれども、そのデータをもとに試算したところ、年間約500万円も歳入増につながったそうでもあります。当然それ以上の収入があるわけですが、増収入ということではありません。

本市の設置台数は、後でお聞きしますけれども、15台ぐらいだと思いますし、また企業会計の市民病院関係では14台、ほかにあるのであればまた教えていただきたいんですが、規模もかなり違いがあります。けれども、1台当たりに換算しましたら、15台掛けてみますと約52万円の収入増につながるのではないかと考えます。そこで以下の点をお伺いしたい。

①平成20年3月31日まではどのように許可し、管理してきたのか。

②市所有地及び敷地内の設置状況は、台数も含めて施行前と施行後、どのようになっているのか。

③電気料については、消費電力相当分をいただくのは当然であります。以前と以後どのように扱っているのか。

④災害対応型自動販売機の導入について、まずお考えをお伺いしたい。

⑤平成17年に導入いたしました横浜市の事例を申し上げますけれども、平成17年12月1日に全国に先駆けて設置をされております。そのことで、今では多くの自治体で設置または検討しておられるそうでもあります。災害発生時に、自動販売機の飲料水を無償で提供するシステムであります。皆さまもご承知だと思います。この自動販売機は電光掲示板、市からの情報なんか電光掲示板でありますけれども、AEDの搭載であったり、ユニバーサルデザイン、いわゆる障がいのある方にも利用しやすいデザインのものも設置している自治体があるそうでもあります。本市では検討されているのでしょうか。

⑥設置の管理方法について、収入面で大きな期待が持てるものとして、お隣の大阪府では、これはもう規模が全然違いますが、今まで500万円ちょっとくらいのところが、公募制にいたしまして大阪府全体で何百台もありましたけれども、3億円の収入増もあったそうでもあります。こういうようなことから考えて、所管で別々に管理していたところを、本市では一括に窓口を決めて管理できないものか。何か管理できない理由があればお聞かせいただきたい。

⑦収入増の効果としてもう一点お伺いしたい。市所有のすべての施設、敷地内に災害時の対応も含め設置してはどうかということがあります。あるところでは市営住宅等で3台ずつ設置している、またそういうふうを考えているところもございますし、そういうことでまず支援が滞りなく来るまでは約3日から1週間と言われてはいますが、こういった飲料水に関しては、この間、先ほどから申し上げています災害対応時の自動販売機もそうですけれども、近くにそういう自動販売機があれば、支援が来るまでそういう対応ができるということで、考えられたらどうかというふうに思います。市の現状もお聞きして、1回目の質問といたします。明快に答弁をよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、議員おただしの自動販売機設置許可及び管理についてお答えをさせていただきます。

本市の公共施設内に設置される自動販売機の設置許可及び管理については、平成20年度より橋本市自動販売機設置及び管理に関する要綱を制定し、取り組んでいるところであり

ます。

1 番目のご質問につきましては、平成20年3月31日までは各所管部署においてそれぞれ設置事業者と協定を締結し、販売手数料を納めていただく形で許可を行っていたところがあります。

次に、2 番目の要綱施行前と施行後につきましては、平成20年要綱施行に伴い、墓園や斎場及び杉村公園内においては、利用率等の問題から撤退がされております。なお、橋本斎場におきましては、利用者のためにお茶の用意をし、サービスを行っており、高野口斎場におきましては、葬儀等の場合にはその業者にて対応されているようです。杉村公園内におきましては、社会福祉センターに設置されている自動販売機をご利用いただいている状況であります。

次に、3 番目の電気料につきましては、要綱施行前は販売手数料に電気料を含め納めていただいておりますが、要綱施行後は本要綱に基づき、使用電力計測用の電気子メーターを設置する方法と、設置機器の定格電力消費量に応じて電気料を納めていただく方法との選択制をとっているところでもあります。設置事業者は、設置する自動販売機に子メーターを設置する場合、屋内タイプで1台当たり約3万円程度の費用負担が発生し、屋外タイプで約5万円を超える費用が発生することから、選択制とさせていただいております。

現在、市庁舎、消防本部、公民館施設、上下水道部、環境美化センター、社会福祉センターで合計16台設置され、うち7台が子メーターの設置をされております。なお、この子メーター設置がされている中で、1カ所は屋外タイプでもあり、直接関西電力との契約となっております。また、市民病院では14台設置のうち、3台に子メーターの設置がされております。今後、他の事業者においても電気

使用量の明確化のためにも、子メーター設置に向け協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、4 番、5 番目のご質問についてありますが、以前に災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供いただくことを前提とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただくための協議をメーカーと行いましたが、電気料の無料化などの条件があり、進展しなかった経緯がございます。

なお、災害時の飲料水対応としましては、市民安全課において、サカイキャニング株式会社との間において、災害時における水の供給について、平成20年5月に提携しているところでございます。また、ユニバーサルデザイン機器の導入については、平成21年度募集においては必須条件として募集を行っており、現在はすべての自動販売機はユニバーサルデザイン対応となっているところであります。なお、環境対策については、募集要項には記載をしておりますが、各業者の申請機種は環境対策機能を備えた機種での申請となっております。

6 番目についてですが、自動販売機の設置等について、担当課を一元化してはどうかのご提言かと存じますが、設置に伴う事務については、平成21年度は募集要項の配付等は総務課で行い、契約等は各所管部署で行っているところでもあります。事務の一元化といえますか、担当課を一つにすることにつきましては、平成20年度より施行しております要綱に基づき行っているところですので、統一した考えのもとで事務が行われているものと考えております。その一方で、自動販売機が設置される施設の状況はそれぞれ異なりますので、状況を把握している各所管課で事務が行

われるほうが適切な対応が可能になるものと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

7番目の議員ご提言の災害時の対応についてでございますが、避難場所施設を有する地域の地域自主防災組織の取り組み状況などを勘案した中で、今後の検討課題と考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）避難支援プランのご質問にお答えします。

平成18年3月、避難時要援護者の避難支援ガイドラインが発表され、その中で災害時要援護者の避難支援対策については、①防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなど、要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないこと、②個人情報への意識の高まりに伴い、要援護者情報の共有、活用が進んでおらず、発災時の活用が困難なこと、③要支援者の避難支援者が定められていないなど、避難行動支援計画・体制が具体化していないことの三つが大きな課題として上げられました。

本市では、平成18年3月の市町合併に合わせて、総務部市民安全課を設置しておりますが、これまでも関係部局との連携を図りながら、避難支援対策について検討を行ってきました。

災害時要支援者の避難支援対策については、健康福祉部いきいき長寿課において事務を担当しておりますが、平成21年度中に避難支援の全体計画、平成22年度中に避難支援の個別計画などを策定することが必要であり、今後は体制の充実も含め関係部局と協議を行い、取り組んでいく所存です。

さて、本市は平成18年6月に橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱

を策定し、避難が必要な災害が発生したとき、自力で避難することが困難な方を地域全体で支援するため、橋本市要援護者登録制度を和歌山県下のトップを切って取り組んできました。

この制度登録対象者は、①介護保険介護認定において要介護3以上の居宅または施設で生活する方、②障害程度が身体障害者手帳1級または身体障害者手帳2級及び療育手帳A級の居宅または施設で生活する方です。①に該当される方約1,200名、そのうち約400名の方が登録しております。また②に該当する方が約1,400名、そのうち約130名の方が登録されております。これらに合わせて、民生児童委員の綿密な調査によるひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、その他気になる方等合わせて約750名の方の名簿の整備ができています。

これらの方については、本人あるいは家族から区長、自治会長、自主防災会、民生委員等に情報提供することの同意を得ています。同意を得ることができない方については、再度制度の周知徹底を図ります。また個人情報保護条例では目的外利用・第三者提供による、本人の同意がなくとも本人の利益や公共の利益の増進につながる一定の場合などに例外が認められております。災害時の要援護者の情報を避難支援する関係機関に提供することは、本人の生命、安全を守ることであり、今後橋本市個人情報保護審査会でも議論をいただき、本市としての方針を決定した上で、名簿の整備充実と活用を図りたいと思います。

また、避難支援訓練につきましては、議員ご指摘のとおり災害時要援護者を視野に入れた訓練が実施されておられません。今後は迅速に要援護者が避難できるように、関係機関や地域住民との連携、協力を図り、誘導や安全確認ができるよう訓練の具体化を検討してい

だきたいんですが、市庁舎と関西電力との取り決めで各家庭にいく1W当たりの単価と、当然違うわけです。一般的に1kWだいたい21円から23円と言われていています。僕も調べましたら、今いろんな形で各家庭にも設置業者が勧誘して取りつけているという状況もありますから、そういった基本的な計算方法だと思うんですけども、市の場合は当然違うと思うんで、そこら辺単価のあれを教えてください。今から申し上げますけれども、消費電力、さっき言っているワット数掛ける24時間掛ける30日、1カ月30日として。稼働率ですけれども、これを考えると、30日そのまま考えるとすべてそういうふうにはできませんので、だいたい普通稼働率は50%とかいう掛け方をするそうです。キロワット数を出すために1,000で割らなあかんのです。一般的にだいたい500Wを使用する場合、220から223、これが普通の消費電力だそうです。これに21円を掛けると、一般的には4,687円ということになるんです。ですから、先ほど僕が申し上げましたように、市と関西電力との取り決めのあれからいけば、当然これより下がるわけですので、そこら辺の部分について関西電力とどういうふうに取り決めをされているのかなというふうに思いましたので、ちょっとお聞きしたいんですけども、わかりますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、今現在21年度で入っております自動販売機の定格電力をご説明させていただきますと、だいたい議員ご指摘のとおり420から780kW、そこらあたりの機種がほとんどでございます。それにつきましては要綱にも載せておるわけでございますけれども、各200W未満が年額で9,100円から上限は1,000W以上が年額91,700円ということで、10段階に分けてまして電気料の年額を定めさせていただきます。

それから、関西電力との単価契約でございますけれども、今現在夏の時期、これは6月1日から9月末日までということで、kW当たり11円15銭、その他の季節といたしましては10円13銭の単価契約をしております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。やっぱり安いんですね。ですから、私が懸念していた部分については、そこは理解しましたのでもうその点については申し上げます。

もう一つは、自動販売機のことですけれども、市庁舎内に自動販売機が設置されていますよね。これは当然職員の方の福利厚生というか、市民の方にも提供するわけですけれども、そういうふうなことを考えると、今自動販売機の機種なんかたくさんあるんです。先ほど僕が申し上げた災害対応型もあれば、寄附金付きの自動販売機、自動販売機のところに寄附金のところのボタンを押したら、100円とか10円とかと寄附金のあれがあるんです。そんなんして、例えば僕が前回にお聞きしました芝生の苗を買う一つの材料にするとか、だいたいあれは50円ぐらいです。ですから、そういうことで対応しているところもありますし、そういうことでもし市庁舎内のことを考えるのであれば、もう一つはマイカップ方式の自動販売機も置いているんです。これはいろいろCO₂削減のところから、まず自ら市庁舎が模範となってやるべきですね。だいたい1カ月でカップを使用するのは1,300ぐらいだそうなんですけれども、カップ1つだいたい10円だそうです。だから買う人にとっては10円安いんですけどもね。カップがない人はもうボタン押したら紙カップが出てくるんですけども、そういうようなこともありますし、やはり市庁舎内に置く場合には、

先ほど僕が申し上げましたNPOの方たちの自動販売機は免除対象ですので、そういったことじゃなしに、いろいろと考えていただきたいなと思います。

それからもう一つは、先ほど演壇で申し上げましたように、市の施設、要するに土地とか建物内に本当に、僕が調べたところによると、市営住宅で4台ぐらい設置しているんです。これはどういった契約になっているのか。区との契約になっているのかわかりませんが、そこら辺ほかにもあるのかどうか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず、建設部が管理している物件につきまして、先ほど公園関係につきましては総務部長が答弁したとおりでございます。なお、市営住宅関係につきましては、この20年3月に要綱を定めるにあたり、総務課のほうにそういったものがあるという報告がどうもなされていなかったという経過がございます。ただし、この中で市営住宅敷地内につきましては、伏原団地4階、西之島団地の2団地に各2台設置されております。両団地とも旧高野口時代に団地自治会が設置に働きまして、自治会の共同施設の維持費とか、また地元の老人会の補填という形で行っております。なお、電気料金につきましては直接自動販売機管理会社が電気の引き込み工事を行い、電気メーターにより関西電力に支払っております。そういった市の設置条項もありますので、今後は関係課とも協議の上、また団地自治会、老人会にご迷惑のかわらんような形の中で要綱に合わせて整備するように心がけたいと思います。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。そのように把握しておられたらいいんですけども、ここら辺もやはり市民の方がそ

ういうふうに設置するということでされてきたんでしょうけれども、僕が言いたいのは、ある自治体でも市営住宅に最低3台ずつぐらいは置いたらどうかということでもう取り組んでいる市があります。それで、もちろん災害時に支援に来られるまでの間、やはり水とか飲料水に関しては貴重な生命のことに関係します。そういう対応をとられていると思うんですけども、橋本市も公民館とかいろいろと公共施設にもまだまだ設置されていないところがあります。公民館は中央公民館と高野口公民館、それから隅田の公民館ですか、あの辺ぐらいいただけでほかのところは設置していませんよね。これは設置していくという、なぜされないのかなというふうにも思いますし、ただ民業を圧迫するとかということもあるのかもしれませんが、そこら辺はやはりまず市民の生命、そういうような観点からこういう細かいことまで取り組んでいるんだということを見せていただきたいと思うんですけども、この点についてとどうでしょうか。提案に関して市はこれから取り組んで、検討していただけるのでしょうか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）私のほうからご答弁させていただけるのは、やはり設置要綱もつくっておりますので、これをもとに各関係部局といいますか、中央公民館も含めまして各公共施設での必要性、議員ご指摘のとおり災害等の場合の緊急避難的な飲料水の確保ということも含めまして、各所管課で一度協議もし、必要性も、また需要がどこまであるのかというようなことも踏まえまして、今後こういった内部での協議の場で議論を一回させていただきたいというふうには考えております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）あともう一点だけ申

し上げて次の再質問に移りたいと思うんですが、ある市ではこの自動販売機の設置に関する契約書なるものをつくって、事細かに使用目的であったり、期間であったり、支払い方法とか延滞金の云々であったりとかという文言について、17条まで設けて取り交わしているところがあります。本市はどういうふうにされているのかわかりませんが、これらも一回参考にしていただければと思います。許可制というか、そういうふうには僕としては受け取ったんです。これは今後いろんな検討の余地があると思いますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

次の再質問ですが、ご存じのように支援プラン、避難プランについては皆さんもご承知のように橋本さわやか長寿プラン21、これは本年3月に策定されまして、この中で演壇でも申し上げましたように81ページから84ページに載っております基本目標の5の中で、特に今回僕が強調して言いたいところが、災害時における要援護者に対する支援体制、先ほど部長のほうからるる答弁をいただきました。このなかの要援護者というのはいわゆる要介護度3とか障害手帳の1級、2級とかいろいろとあるわけですが、今後の推計を見るとかなりの数字が上がってきています。87ページにも載っていますけれども、ざっと先ほど説明いただいた七百何人ではまだまだおぼつかないし、先ほど僕が演壇でも言いましたけれども、橋本市3月31日現在で6万8,367人に対して65歳以上の人が1万5,579人、在宅の高齢者がこの中で1万4,846人おられるそうです。施設では733人がおられるわけですが、当然変わってまいります。3月31日の現状ですので、先ほど七百何人とおっしゃいましたけれども、ひとり暮らしの高齢者ですとか寝たきり、また認知症の方、特に寝たきりと認知症どちらもおられて、そういう方

が数字を読みますと二百何人いるんです。

こういう方を掌握するために、東京ビッグサイトでしたか、見本市で要援護者の台帳のシステムをつくる分があるんです。基本の情報管理、福祉管理であったりその他の情報管理でとか、特に地図上にマッピングできるようなソフトがあるんです。いろいろとこのうから同僚議員も災害に対しての質問をされていますし、何を優先にして市は取り組んでいくのかというお尋ねもされていたように思うんですが、やはり市民の生命と財産を守るといのは常々市長がおっしゃっていますし、安心・安全の面からいけば最優先課題だと私は思うんです。このソフトを採用してもほんまに100万とか200万でできるわけです。

今聞きたいんですけれども、このいきいき長寿課に要援護者の名簿作製、まだまだ僕はとき半ばだと思います。これは専任の方がおられないように聞いたんですけれども、体制からしたら本当にそれに関して常に仕事できるような体制じゃないんですよ。もちろん職員の方のいろんな削減とかいう話もありますから、そういうこともあるのであれば、こういう要援護者の台帳のシステムを導入すべきだと思います。これをやりますと、僕は消防本部でもたまに行かせてもらっていろいろとやるんですけれども、例えば火災のときなんかは電話一本で地図が出てまいります。モニターに。その周辺に高齢者の方、障がい者の方といったらもうすぐにぽっと出てくるんです。そういうシステムをつくるソフトなんです。これらをやはり、今部長が言われたように、確かに要綱は県下一番ですけども、策定中はまだ橋本市は載っていませんよ。全国でまだまだ策定されていないのが66%ですから、この中に恐らく橋本市も入っていますけれども、先ほど言いました避難訓練さえもされていませんわな。確かに進んでいるのは

よくわかりますけれども、結局22年の3月31日までにある程度の線を出さないかんということから考えると、こういったシステムの導入も図るべきだと思います。今の現体制でいくんであれば絶対に間に合いませんわ。そこら辺はどのように考えておられるのか、ちょっと聞かせてほしいんですけれども。

○議長(中西峰雄君)議長より申し上げます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。ご了承願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長(森本健二君)今議員おただしのソフトの件なんですけれども、これは健康福祉部の原課のほうからもこういうものがありますよということで計画は出ております。ソフトの件につきましては、担当課と今協議をして、こういうものがありますよ、こういうような形で設置云々という形の中で協議を進めているというような状況でございます。

もう一つ、今ありました専任の職員がいないということの件につきましては、それも今市全体の中での職員の見直しが行われている中で非常に難しいことでもあるんですけれども、防災の関係につきましてはまた特別なことがありますので、また健康福祉部としてこれからの要援護者の事業拡大について要望してまいりたいと思っております。

○議長(中西峰雄君)21番 上久保君。

○21番(上久保 修君)確かに、職員の定員適正化から見れば、要員についてはやっってくださいというのは申し上げにくいんですけれども、そこはやはり人員の配置を考えたら、ある程度は解消できるのと違うかなと僕は思います。ただ、そちらの、今でさえいろいろと仕事されているんでいろいろ問題があると思いますのでこれ以上申し上げませんけれども、システムを導入すると簡単に、入力する

だけですので、ここら辺はぜひとも採用していただきたいと思います。やはり今担当されている人のことを思えば、手書きとかそういうことらしいんですよ。僕は担当者のために言っているのと違うんです。ひいては市民の安全につながるんです。60歳以上、また65歳以上の方で本当に援護を必要とする、また独居老人とか要するに安否を確認するためにはこういうシステムは早急に導入せなあかんです。

サーバーのコンピューターがありまして、それから子機であるパソコンを3台とか4台にすると、だいたい100万円ぐらいでいけるんですよ。直接僕は、特定の業者を聞くわけでもないんですけれども、参考に聞かせてほしいということで聞いたら、消防本部にお尋ねしたかったんですけれども、連携できるそうです。こっちでやれば。その連携さえとれば、消防本部で例えば何かあったときにぱっと高齢者何々という場所が出るんですよ。そういうようにすれば、橋本市は周辺で、例えば和歌山市からずっと和歌山県だけを見ると、そこまでしていません、まだ。確かに。だけど、橋本市は、僕はやってもらいたいと思います、先駆けて。いろいろと僕も今までずっといろんな形で防災に関して市にお願いしてきましたし、早急な対応をしていただきました。これは当局の市民を思う気持ちがそうさせたと思います。

ですから、こういういいこともあるんですから、担当者が調べてやっているわけですので、今回質問させてもらったのは、特に東南海・南海地震のこともきのうから同僚議員も言われていましたように、どこでどういうふうに起こるかわかりません。このシステムは過去に床上とか床下とかあって、災害が起きた状況の部分まで出てくるんです。則対応、安否が確認できるんですね。これによって、

あるところが実績で出ているんですよ。宮城県の6月のときに起こった部分があるんです。6月に岩手県・宮城地震の成功例ということで、発生当時に孤立した集落から救出された。救急隊員が運ばれる高齢者を見て、リストがあったために迅速に安否が確認できた。こんな実例があるんですわ。

だから、先ほど民生委員とかいろいろと協力は当然していただくわけですが、やはり行政としてはシステムづくりというのは絶対せなあきません。各地域ではそういうことできませんので。当然個人情報の保護とかという問題もあります。だけど、市長が要するに許可さえすれば通ります。これちょっと調べておいてください。市長がオーケー出したら通るはずなんです。これは、市民の安全を守る最高責任者の市長がやりなさいというふうに言った場合は拒否できない部分があるんです。個人情報の保護はそこまできつく縛っていませんので。だから、それは僕が間違っていたら教えてほしいんですけども、恐らく僕が聞いている範囲ではそういうふうにはできません。台帳に登録して見落としがないんですよ、これ。ですから、しつこいようでございますけれども、優先順位を考えるとこういうことも、今おられる人の中でどれだけ把握してはるかということですよ、副市長。副市長もそうですけど。市長もそうですし、前に座っておられる理事さんも、やはり担当が違ったらそこまで掌握せいというのは無理だと思います。だからこういういいことは聞いてほしいんです。だから、そういう政策調整会議であったり、いろんな予算のヒアリング等でも優先順位を考えてやるのであれば、午前中に質問されたように、予算の配分とかでもそういうことを考えて、何億円もかかるわけではありませんし、まして100万円からよういっても二、三百万円だと思います。それが

一つはずっと永遠に使われるわけなので、全国では100件以上の自治体での取り組みをしています。和歌山県で恐らくまだしていませんわ。橋本市は本当に市長を先頭に、市民の安全を守る、市はこういうことも取り組んでいるんだという強い市民に対してのアピールをしていただきたいと思います。

最後に、その観点から担当部長というよりも副市長でも、市長に直接お聞きするとあれですので、副市長、ひとつご答弁いただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今いろいろとご紹介いただきました内容は非常にすばらしい、実際にそれが機能すればすばらしいものであるなということは感じましたが、実際に情報を維持管理していくのにどれだけの人手がかかるのかとか、実際取り入れられている自治体もございますので、その自治体にもどのような状況かということも聞かせていただいた上で、一回調査・研究させていただいて、いいものであれば取り組んでいくという方向で考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）よろしく願いしておきます。本当に言ったようにあまり後のメンテナンス云々の話は恐らくありません。いろんな情報、メンテナンスというのはそういうメンテナンスと違うんですよ。補修とかそんなと違って、いろんな後の経費とか云々に関しては要らないと思います。そういうふうに聞きました、私。それはいっぺんまた研究しておいてください。こういうことも本当に取り組んでいただいて、他市にない先進的な取り組みをしてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(中西峰雄君) これをもって、21番 上久保君の一般質問は終わりました。

○議長(中西峰雄君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明9月9日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君) ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後5時5分 延会)